



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

5W1H

少し前の話になりますが、令和8年度税制改正が3月31日に無事可決されました。本年は2月8日に衆議院の解散総選挙があり、バタバタな政局であったためどうなるかと心配されましたが、何とか間に合った感じです。4月1日から施行となっている改正項目が多くあるので、影響の大きい項目については先行してご案内して参りましたが、今後実務上どう対応すべきか政府等から順次公表される見込みです。これらの情報を積極的に収集し、対応方法が分かり次第、改めて皆さまにご説明させていただきます。

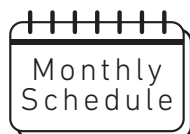
さて税務における法律の解釈は非常に難しいです。しかし税理士としてこれが出来なければ正しい税務対応が出来ませんので、商売になりません。それゆえ税理士試験で法律解釈能力を問われるわけですが、私の場合、時間をかけて勉強していったことでそこはクリアできました。ただ税制改正では全く新しい制度も出来たりしますし、その情報も12月に与党税制改正大綱が公表されてから改正案が可決されるまで、わずか3ヶ月ほどしかありません。この短期間でモノにするのは本当に大変ですが、何とかしなければなりません。そこで私は税務の研修会に数多く参加することで、どうすれば早く解釈できるようになるのかヒントを探してきました。そんな中、東京青年税理士連盟で開催された税法学原論研究会で、租税要件とは「課税団体(どこが税を徴収するのか)」「納税義務者(租税債務を負担する者)」「課税物件(課税の対象となる物、行為、事実)」「課税標準(課税物件を金額、価額、数量などで表したもの)」「課税物件の帰属(納税義務者と課税物件の結びつき)」「税率等」であると聞いた時に「あっ、これだ!」としっかりきたのでした。それ以来、新しい税法が出てきたり、中々お目にかかれないレアで難解な税法が出てきたり

した時は、これにあてはめて考えることによって、理解が早まるようになりました。

しかしながら、これを実務経験が浅い業界人や一般人向けの税務セミナーで話しても理解出来ません。私もこのようなセミナーでお話をする機会もあるのですが、いつもどう説明しようか悩んでいたものです。ただあるセミナー講師を頼まれ、レジュメを作成している最中に話す項目を整理していた時に「これは良いかも!」と思いついたものがありました。それが「5W1H」でした。

「5W1H」は皆様中学校の英語で習ったのでご存知かと思いますが、英語の疑問詞「When(いつ)」「Where(どこ)」「Who(誰)」「What(何)」「Why(なぜ)」「How(どのように)」の頭文字を表したものです。これを例えば税法にあてはめてみれば「When(事業年度の末日までに)」「Where(国内で)」「Who(中小法人が)」「What(性能が良い機械を買ったら)」「How(税金をオマケしてくれる)」といった感じです。かなり分かりやすい印象になったのではないのでしょうか?ここでは「Why」は表には無いのですが、実は外せない要素であります。なぜかと言えば、税法の規定には必ず趣旨があり、趣旨に添わない形で適用してしまうと「租税回避」と判断されてしまい、思わぬ税負担が発生する可能性があるからです。でありますので税法の判断では「Why(なぜこの規定が作られているのか)」も考慮していきます。

この「5W1H」ですが、税法のみならずビジネスでも重要なファクターですので、ビジネスに応用可能です。特にビジネスをどう広げていくか、どう見直していくべきかという重要な局面を迎えている方は、ぜひ「5W1H」にあてはめて検討してみてください。きっと頭が整理できて、有効な策を立てられると思いますよ。



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 10月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、6月末までに中間納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、**6/30(火)**までに納付の対応をお願い致します。
納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については**国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止**となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際**納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。**

2 源泉所得税の納期の特例を申請している事業者は、1～6月に支給した給与及び土業に支払った報酬に係る源泉所得税を、7/10(金)までに納税をしなければなりません。

→令和8年1～6月中の「給与支払額(賞与・役員報酬を含む)・天引きされた社会保険料額・源泉徴収税額」及び「当事務所以外の社労士、司法書士、弁護士などの土業に支払いがあった場合の、支払日・請求額・源泉徴収税額」の情報が必要ですので、支給額、支払額が確定次第、速やかに加納税務会計事務所にお送り(メールでも結構です)下さい。

3 労働保険に加入している事業者は、7/10(金)までに労働保険申告書の作成・労働保険料の納付をしなければなりません。

4 社会保険に加入している事業者は、7/10(金)までに算定基礎届(年度更新)を提出しなければなりません

→自社で対応が難しいようであれば提携の社会保険労務士をご紹介致しますので、お早めにご相談下さい。

5 6月から個人住民税は新事業年度を迎え、従業員の住民税を天引き(特別徴収)して給与を支給している事業者のところに、従業員の住所地の自治体から「特別徴収税額決定通知書」及び「納付書」が届いているかと思います。

→給与計算で変更を忘れないよう、6月分はしっかり通知書を確認して計算して下さい。
年末調整の際、特別徴収で処理を依頼したのにまだ通知書が届いていないという方は、確認致しますのでご連絡下さい。





One Point

Study

経営者にとって身近な税務をサクッと解説します

令和8年度税制改正・新設されるインボイス制度『3割特例』

令和5年に始まったインボイス制度。これまで免税事業者から課税事業者になった方を守ってきた「2割特例」が期限を迎える中、令和8年度税制改正では、新たな激変緩和措置として「3割特例」の創設が決定されました。

売り手側の改正：小規模個人事業者への「3割特例」創設

現行の「2割特例」が終了した後の新たな負担軽減策として、個人事業主を対象とした特例が設けられました。

対象と内容

個人事業主である適格請求書発行事業者が、令和9年分および令和10年分の申告において、納税額を課税売上高に係る消費税額の3割とすることができる特例です。

法人は対象外

法人の場合、2割特例は令和8年9月30日を含む課税期間で終了し、その後この3割特例を受けることができません。

簡易課税制度への移行

2割・3割特例の適用を受けた事業者は、その翌課税期間の確定申告期限までに「簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、その翌課税期間から簡易課税を適用できる特例も合わせて見直されました。

買い手側の改正：仕入税額控除の経過措置が「7・5・3割」に

免税事業者等からの仕入れについて、一定割合を控除できる経過措置の期限が延長され、控除割合が見直されました。

控除可能割合の推移

令和8年10月～ 改正前の50%から引き上げられ、70%控除が可能になります（2年間）

令和10年10月～ 50%控除（2年間）

令和12年10月～ 30%控除（1年間）

「1億円制限」の新設による大口取引への影響

現行制度では、インボイス未登録事業者からの課税仕入れについて適用される仕入税額控除の経過措置は、一の事業者からの年間仕入額が10億円までに限定されており、これを超える部分については対象外とされています。

これに対し、令和8年税制改正では、この適用上限額が「年間1億円」へと大幅に引き下げられます。その結果、特定の大口仕入先がインボイス未登録のままである場合、令和8年10月以降は、年間1億円を超える部分の課税仕入れについて、仕入税額控除の経過措置が適用できなくなります。

実務上、直ちに多くの事業者が該当するケースではないものの、仕入額が大きい事業者にとっては仕入税額控除が制限され、消費税負担が増加する可能性があります。

その他の改正

特定金属くず特例

金属盗対策法に関連し、特定の届出を行っている事業者が適格請求書発行事業者でない者から特定金属くずを買い受ける場合、一定の帳簿保存のみで仕入税額控除を認める特例が創設されました。

まとめ

令和8年10月以降、個人事業主は「3割特例」、買い手企業は免税事業者からの仕入れを「70%控除」できる期間が2年間続くことになります。特に法人は「3割特例」の対象外となるため、自社の決算期に合わせた早期の検討が必要です。

ご不明点は当事務所までご相談下さい。

Topics

税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

① 税務署の内部事務を集約処理する「内部事務のセンター化」について、令和8年7月以降は全ての税務署が対象となるほか、業務センターの名称が変更（統一）される予定です

今後税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を書面により提出する場合は、下記URLの各業務センターへ郵送することになります。

https://www.nta.go.jp/about/organization/gyoumu_center/pdf/0026003-106.pdf



また業務センターに関する留意点は以下の通りです。

- ・書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- ・電話による税務相談や申告書・申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- ・納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来通り所轄税務署で行います。

② 令和8年5月より、税務署窓口における納税証明書の受付時間が9時～15時まで短縮されました ※再案内

税務署窓口での取得に代わる手段として、e-Taxによるオンライン申請（メンテナンス時間を除き、24時間利用可能）及びインターネットバンキング等による手数料の納付を行っていただくことで、納税者の皆様が来署することなく電子納税証明書（PDF）を受け取ることが可能です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>



③ 東京商工会議所が2026年度の新入社員を対象に、社会人生活や仕事に対する意識等を調査し、結果を公表しました

従業員を雇用している事業主の方には参考になるデータかと思しますので、ご関心のある方は下記URLをご確認下さい。

<https://www.tokyo-cci.or.jp/page.jsp?id=1209339>



④ 最新の国・東京都の主な支援施策（補助金・助成金）は下記URLにてご確認できます

<https://msg.tokyo-cci.or.jp/mail/u/l?p=v4xS4Ha6P4lT4SBAY>

